

大阪大学フォーミュラレーシングクラブ安全管理規約

2021年6月制定

【目的】

第1条 この規定は、大阪大学フォーミュラレーシングクラブ(以下「チーム」という)におけるチーム員の安全に関し必要な事項を定め、もってチーム全員の事故・災害の防止、および安全管理への高い意識の育成に資することを目的とする。

【統括安全管理者、安全管理者】

第2条 チームは、この規定に係る業務を統括管理する者として、3名以上の安全管理者を置き、1名を統括安全管理者とする。
安全管理者は上級生の中から選出する。研究室に配属されている実験系学生が望ましい。

【統括安全管理者、安全管理者の職務】

第3条 1. 統括安全管理者
統括安全管理者は、チームの安全管理にあたりとともに安全管理者を統括する。

2. 安全管理者
安全管理者は、統括安全管理者の補佐として、チームの安全管理にあたりとともに統括安全管理者が責務を果たせないときはそれを代行する。

3. 安全管理者の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第4条に示す、安全管理会議を開催すること。
- (2) 緊急時に即座に関係者および医療機関への連絡ができるように、関連する絡先情報を常に携帯し、周知する。
- (3) 第9条に示す、チーム員の保険の加入状況の確認、管理を行うこと。
- (4) 上記各号に定めるもののほか、チーム員の安全管理に関し、必要な処置の指揮および業務を行うこと。
- (5) 第7条に示す、安全講習会の受講状況について管理し、受講できていないチーム員に対して受講を促すこと。

【安全管理会議】

第4条 1. チームは、安全管理者の招集により、長く活動が停止していた後、製作期間が開始する前には必ず定例安全管理会議を開く。

2. 定例安全管理会議では、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 前回会議開催時から今回開催時までのチーム活動における安全性の検証、および更なる安全性向上に向けての協議。
- (2) 第4条第1項における内容を踏まえて、安全管理規定および第6条に示す安全マニュアルの改定。
- (3) 第6条に示す安全マニュアルを利用して、全チーム員で基本的な安全ルールの再確認を行うこと。なかでも、安全のための手引を利用した機械工作作業に関する安全講習は必ず行うこと。

第5条 1. チームは、活動において事故・ヒヤリハットが起こった場合、安全管理者の招により早期に臨時安全管理会議を開く。

2. 臨時安全管理会議では、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 起こった事故・ヒヤリハットの内容をチーム員に周知すること。
- (2) 起こった事故・ヒヤリハットの内容を検証し、再発防止にむけての対策を協議すること。また、協議された対策内容を該当する安全マニュアルに加筆すること。
- (3) 事故やヒヤリハットなどが起こった場合は、臨時安全会議を開催するとともに、工学研究科庶務係と指導教員へ事故報告すること。

【安全マニュアル】

第6条 1. チームは、工作および走行会など危険を伴う作業に関しては安全マニュアルを作成し、その内容をチーム員に把握させなければならない。

2. 安全マニュアルは、次の各号に掲げる事項に関して作成する。

- (1) 工作機械での作業に関して。
- (2) 薬品の使用・管理に関して
- (3) フォーミュラ車両およびカートなどにおけるドライビング、走行会参加全般や移動に関して。
- (4) 施設管理に関して

3. 安全マニュアルは該当する工作機械や薬品等の近くに印刷して保管する.

【安全教育】

第7条 1. チームは、工作および走行会などの危険を伴う作業に関しては、チーム員が作業をする前に必ず該当する作業に対する安全教育を行わなければならない。

2. チーム員は工学研究科の安全講習会（機械・電気・化学薬品・高圧ガス）の受講を行わなければならない

3. 安全教育は、主に第6条に示す安全マニュアルを用いて、次の各号に掲げる内容で行う。

(1) 工作機械での作業に関して、

イ) 実習工場を利用する可能性のあるチーム員は年1回以上の実習工場の管理者による安全講習の受講。

ロ) 安全マニュアルおよび大阪大学学生生活委員会が発行する「安全のための手引き」の精読。

ハ) 実習工場の管理者及び上級生による直接指導。

ニ) 時間外工場利用に対しての事前申請及び作業報告。

(2) 薬品管理に関して

イ) 薬品購入の際の薬品管理者による直接指導。

ロ) 安全マニュアルの精読。

(3) フォーミュラ車両およびカートなどにおけるドライビング、走行会参加全般や移動に関して、

イ) フォーミュラ車両に関しては、普通運転免許の取得。カートに関してはライセンス講習の受講。

ロ) 安全マニュアルの精読。

(4) 施設管理に関して

イ) 施設管理について現地で直接指導。

ロ) 安全マニュアルの精読。

【安全な環境】

- 第8条 1. チームは、安全かつ良好で快適な活動環境を保持するため、施設設備、機械器具等の安全点検を行うとともに、換気、騒音および照明等の衛生環境の適切な維持管理に努めなければならない。
2. 第8条第1項に示される施設設備、機械器具等の安全点検は、第7条で示される安全教育の内容に則って行う。
3. 緊急時、迅速に関係各所へ連絡を取れるように緊急連絡網をチーム員の目につく場所へ掲示する。

【保険】

- 第9条 1. チーム員は、「学生教育研究災害障害保険」および「学生教育研究賠償責任保険」に加入しなければならない。また、加入していない場合は加入手続き終了までの期間、設計以外の作業をしてはならない。
2. チームは、大会および走行会などの参加に際し、万が一の事故等に備え適宜必要な保険に加入しなければならない。

【緊急事態に対する処置】

- 第10条 1. チームは、事故・災害等の緊急事態が起こった際の対応を明確化し、慌てることなく迅速に必要な対応ができるように、その内容をチーム員に把握させなければならない。
2. 怪我を伴う事故への基本的な対応は、次の各号に掲げる順番で行う。
- (1) 周囲の安全確認を行うこと。
 - (2) 救急手当を行うこと。
 - (3) 状況に応じて、救急車・学内の保険センター・近隣の医療機関に連絡し、指示を仰ぐこと。
 - (4) ファカルティアドバイザー、工場管理技術職員、安全管理者、チームメーリングリスト、保健センターへの連絡を行うこと。

【課外活動に関して】

第 11 条 1. チームは、課外活動を実施する際は、実施場所および往復路の気象状況等を十分に確認および把握し、危険が予測される場合は中止する判断を行うなど、無理のない安全な計画による活動を心掛けなければならない。

2. チームは、課外活動を実施する際は、事前に顧問教員(ファカルティアドバイザー)に連絡し、了解を得ておかなければならない。

【その他必要事項】

第 12 条 1. この安全管理規約の他、当団体の安全に関する事項は「安全マニュアル」など別に定める。